

第4回熊本市・益城町 合併協議会が開催されました



熊本市と益城町の第4回合併協議会が1月27日、くまもとエミナースで開催され、第3回で提案された企画財政関係事業、市民生活関係事業、子ども未来関係事業、教育関係事業について協議があり、提案された協議項目4件が全会一致で原案どおり承認されました。

また、総務関係事業、経済振興関係事業、都市建設関係事業の3件の協議項目が提案され、次回協議することとなりました。

◆ 承認された項目 ◆

町内自治会活動支援事業については、益城町が町内自治会制度に移行後、新市の事業として継続する。

地域コミュニティセンター運営・建設事業については、新市の事業として継続する。

❖地域コミュニティセンター

まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯学習など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設として整備をし、地域社会のふれあいと連携を深め、市民の福祉向上を図っています。

行政広報施設補助金については、益城町が町内自治会制度に移行するまで現行のとおり継続する。ただし、有線放送施設整備費補助は、新市において検討する。

◎協議第20号 子ども未来関係事業について(その1)

健康教育(母子保健)について、熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。益城町健康管理センター等で行われている各健康教育事業は、当分の間現行のとおり継続する。

❖「育児学級」や「ピカピカ・カミカミ教室」といった益城町では実施していない事業が受けられるようになり、現在益城町で実施している事業は当分の間継続されます。

※当分の間…5年間は継続し、その後動向を見ながら見直しを行っていく。

歯科保健推進事業について、フッ化物洗口及び歯っぴー事業は、熊本市の例に統一する。町内保育園でのフッ化物塗布及び「よい歯の教室」は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

◎協議第17号 企画財政関係事業について(その2)

慣行の取扱いについて、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。

名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。

◎協議第18号 市民生活関係事業について(その1)

町名・字名の取扱いについて、熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。益城町の区域は、「上益城郡益城町」を「熊本市益城町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

例：上益城郡益城町大字宮園●●番地▲



熊本市益城町宮園●●番地▲

交通指導員については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

社会教育関係団体及び補助金(地域づくり関係)については、5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。

❖地域づくり関係

益城町地域婦人会

熊本市地域婦人会連絡協議会

熊本市地域公民館連絡協議会

防犯灯設置補助金については、熊本市の例に統一する。

❖熊本市では各町内自治会へ維持管理費(年額2,000円/灯)を補助しているが、益城町では各行政区内の防犯灯に対して維持管理費の補助を行っていない。

問い合わせ先

役場企画財政課市町村合併係

☎286-3111

内線233・234

熊本市・益城町合併協議会事務局

☎328-2067